

「貸金業制度等の改革に関する基本的考え方」に関する会長声明

貸金業制度や出資法の上限金利のあり方について、自民党及び公明党は本年7月6日、「貸金業制度等の改革に関する基本的考え方」をまとめた。

与党が、一連の最高裁判決及び金融庁における「貸金業制度等に関する懇談会」の中間整理を尊重して、規制強化の方向やセーフティーネットの充実、とりわけ出資法の上限金利を利息制限法の水準まで引き下げることや日賦貸金業者の特例廃止の方向を打ち出したことについては、高く評価できる。

しかし、少額短期貸付等の特例の是非を考慮すべきとされている点について、仮にこの特例が採用されれば、貸金業者は「特例」の適用の名のもとに短期貸付を巧妙に更新するなどして利息制限法の制限金利を上回る金利による営業を行うことは容易に想像できるため、出資法の上限金利引下げが骨抜きとなるおそれが大いにある。

また、さらに注目すべき点として、利息制限法の制限金利の金額刻みの見直しや、利息制限法を20%に一本化すること等が盛り込まれているが、これらは、現行の利息制限法の制限金利の実質的な「引き上げ」に他ならない。

以上のような点は、多重債務問題の深刻化を踏まえ、この解決のために適切に対応するという法改正の趣旨、更には多重債務者問題の解決を求める国民の意思に背くものであって、到底これを認めることは出来ない。また、利息制限法の脱法として利用されがちな保証料の規制も必要である。

当会は、一切の例外を設けることなく、出資法の上限金利を利息制限法の制限金利年15乃至20%まで引き下げることあらためて求めるものである。

2006年(平成18年)7月24日

大阪弁護士会

会長 小寺 一 矢